

法務省民二第355号

平成26年8月15日

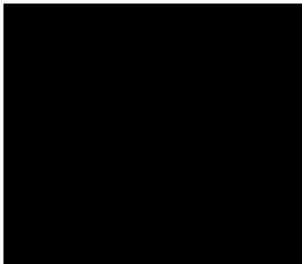
法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第70条の規定により登録免許税の免税措置を受けるための内閣総理大臣及び経済産業大臣の書類の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり内閣府政策統括官・経済産業省資源エネルギー庁長官から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本依命通知は、平成23年11月21日付け法務省民二第2789号当職依命通知における従前の様式を変更するものです。



府政科技第661号  
20140725資第12号  
平成26年8月6日

法務省民事局長 殿

内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)  
(原子力損害賠償支援機構担当室長)

経済産業省資源エネルギー庁長官

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第70条の規定により登録免許税の免税措置  
を受けるための内閣総理大臣及び経済産業大臣の書類の様式について(照会)

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律(平成26年法律第40号)の施行に伴い、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が買取りをした不動産の所有権の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令(平成23年財務省令第59号)が規定する内閣総理大臣及び経済産業大臣の書類の様式を、別添様式のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し周知方よろしくお取り計らい願います。

証 明 申 請 書 (案)

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿  
経済産業大臣 殿

申請者 (住所)  
原子力損害賠償・廃炉等支援機構  
理事長 (氏名)

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年法律第94号。以下「法」という。)第70条の規定の適用を受けたいので、申請者が認定事業者( )からの法第54条第1項に規定する申込みに基づき取得した不動産の所有権につき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が買取りをした不動産の所有権の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令(平成23年財務省令第59号)に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成23年法律第94号。以下「法」という。)第54条第1項の規定により、特別資金援助に係る資金交付を受けた認定事業者( )からの資産の買取りの申込みに基づき、別紙記載の不動産の所有権を取得した。
2. 申請者が上記1.の不動産の所有権を取得したのは平成 年 月 日であり、この証明書により、法第70条の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 (氏名)

経済産業大臣 (氏名)

(注) \_\_\_\_\_には、認定事業者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所を「A事業者(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙)

土地

所在地	地番	地目	地積

建物

所在地	家屋番号	種類	構造	床面積

法務省民二第354号

平成26年8月15日

内閣府政策統括官 殿  
経済産業省資源エネルギー庁長官 殿

法務省民事局長

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第70条の規定により登録免許税の免税措置を受けるための内閣総理大臣及び経済産業大臣の書類の様式について（回答）

平成26年8月6日付け府政科技第661号・20140725資第12号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。  
なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。